

大阪府石綿飛散防止対策セミナー

解体等工事の石綿飛散防止対策について、発注者、施工業者向けのセミナーを開催します。

石綿を使用した建築物等の解体等工事においては、届出者となる発注者、工事を施工する施工者それぞれが大気汚染防止法及び府条例に定められた義務を果たし、石綿飛散防止対策の徹底を図る必要があります。（規制の概要については裏面をご覧ください。）

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに参考となる石綿飛散防止対策等についてご説明します。是非ご参加ください。

セミナープログラム

●日時：平成 28 年 6 月 17 日（金）14 時から 16 時まで（13 時 15 分開場）

●会場：大阪府庁新別館南館 8 階大研修室

（所在地：大阪市中央区大手前 3 丁目 1-43）

●定員：400 名（参加無料）

●講演内容

1. 大気汚染防止法の解説

【発注者の義務について】（仮題）

講師：環境省水・大気環境局大気環境課

2. 石綿排出等作業の作業実例と留意事項

【事例紹介】

講師：大阪府内自治体



【行き方】

地下鉄 谷町線または中央線『谷町四丁目』駅下車
(1-A)出口：徒歩 1 分。

大阪府石綿飛散防止対策セミナー（FAX 送信票）

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導 G 宛て（FAX:06-6210-9584）

会社名：	
会社所在市町村：	申込希望人数：人
担当部署名：	氏名：
TEL：	氏名：
FAX：	氏名：

■ 申し込み方法

- 平成 28 年 5 月 17 日（火）14 時から 6 月 16 日（木）の間にお申し込みください。
- 申し込みにはインターネットをご利用ください。
（申し込みページは「大阪府 石綿 セミナー」で検索できます。）
- FAX 申し込みの場合、上記の送信票をご利用ください。
- 定員に達し次第受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

<問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導グループ TEL：06-6210-9581 FAX：06-6210-9584

解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

石綿による環境への影響を防ぐため、施工者は解体等工事前の事前調査及び適切な石綿飛散防止対策を実施し、また、発注者は費用・工期に配慮した契約の締結及び事前の法・条例に基づく届出を行うなど、発注者、施工者それぞれが適切な対策を講じることが必要です。

石綿に係る解体等工事については、原因者負担の原則を踏まえ、発注者が作業開始の14日前までに届出をする義務があります。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、施工者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、発注者は石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を施工者と十分に検討し、作業基準等や敷地境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

解体等工事の前に実施する石綿に関する事前調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

発注者及び施工者は、事前調査結果の書面を3年間保存する必要があります。

[illegible]

事前調査及び作業に係る掲示板

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の敷地境界基準を遵守する必要があります。

隔離養生区画内(除去作業前)



〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階

TEL : 06-6210-9581 FAX : 06-6210-9584

大阪府 石綿

検索

で検索！